

第17回みなとオアシス Sea 級グルメ全国大会 in ななお及び
七尾地区併催イベント実施業務仕様書

1 業務名

第17回みなとオアシス Sea 級グルメ全国大会 in ななお及び七尾地区併催イベント実施業務

2 履行期限

契約締結日から令和8年12月28日(月)まで

3 業務目的

本業務は、第17回みなとオアシス Sea 級グルメ全国大会 in ななお(以下「本大会」という。)の開催を通じて、本市のみならず出店する各みなとオアシスを広く周知するとともに今後の七尾・和倉地域の持続的な地域活性化につなげていくことを目的とする。

また、七尾地区併催イベントは、みなとオアシス七尾能登食祭市場や七尾港矢田新第一ふ頭における賑わいの創出を目的とする。

4 開催概要

(1) 第17回みなとオアシス Sea 級グルメ全国大会 in ななお

開催期間：令和8年10月31日(土)～11月1日(日)

主催：第17回 Sea 級グルメ全国大会 in ななお実行委員会(以下「実行委員会」という。)

みなとオアシス全国協議会

場所：和倉温泉「湯っ足りパーク」(メイン会場)

みなとオアシス能登食祭市場(サブ会場)

出店ブース：メイン会場25ブース程度、サブ会場5ブース程度を予定

来場目標：43,000人以上(2日間の合計)

(2) 七尾地区併催イベント

開催期間：令和8年10月31日(土)～11月1日(日)

主催：第17回 Sea 級グルメ全国大会 in ななお実行委員会

場所：みなとオアシス七尾能登食祭市場、七尾港矢田新第一ふ頭

※上記2会場での実施案を作成すること。

5 業務内容

(1) 第17回みなとオアシス Sea 級グルメ全国大会 in ななおの企画運営

①実施計画の作成

実施計画の作成にあたっては、別添「第17回みなとオアシス Sea 級グルメ全国大会 in ななお開催要項」(以下「開催要項」という。)を参考とするほか、以下の事項を盛り込み作成すること。

なお、開催要項中「主催者が行う」とされている項目については、受託者が業務委託料の中で行うものとする。

イ 会場設営・撤去に関する事項

本大会実施のため、開催要項で定めるもののほか、以下の会場設備・備品等の設営、大会期間中の保全及び、大会終了後の撤去等を行うこと。

・大会運営に必要な設備・備品等

- ・テント（大会本部 2 張、飲食ブース 35 張、PR ブース 3 張）…
テント 1 張（3.6m×5.4m）
- ・共同設備…食品保管用の冷蔵庫・冷凍車各 5 台以上、手洗い場付きシンク
- ・テーブル、椅子…各ブース必要に応じて手配
- ・ゴミ箱、ゴミステーションの設置…産業廃棄費用概算を明記すること。
- ・カラーコーン、コーンバー、イレクターフェンス
- ・仮設トイレ…メイン会場に 10 個以上設置、サブ会場に 6 個以上設置すること。
手洗い場用シンクを各会場 2 か所ずつ用意すること。
- ・ステージ（音響・照明設備含む）…
各会場 1 ステージずつ、雨天対策としてトラス屋根の設置も行うこと。
- ・運営スタッフ用無線機等、その他運営に関わる必要備品
- ・会場用放送設備の設置

・大会運営に必要な工事

- 電気工事（分電盤工事及び発電機の運搬・設置を含む）
- 給排水工事（大会運営に関わる水道設備の設置を含む）

ロ 開会式・閉会式及びステージイベント等の進行に関する事項

なお、開会式及び表彰・閉会式については以下の日程で行う予定

開会式：令和 8 年 10 月 31 日（土）9：30～

表彰・閉会式：令和 8 年 11 月 1 日（日）15：30～

ハ 警備及び安全対策に関する事項

以下の項目に留意し、警備及び安全対策計画を作成すること。

- ・必要な警備員（雑踏対策含む）の確保及び配置
- ・警備に必要な備品等の手配及び配置
- ・参加者及び歩行者の誘導・安全確保
- ・交通規制の開始及び解除に関する計画・実施
- ・交通規制に合わせた車両等の整理・誘導・迂回路案内
- ・駐車場内の車両等の整理・誘導

ニ 広報宣伝に関する事項

広報計画を作成し、大会開催告知に係るチラシの作成及び配布、観光案内所等を利用した域外連携、SNS を活用した PR 広告を行うこと。

ホ シャトルバス等の運行に関する事項

メイン会場とサブ会場及び市内の駐車場を結ぶシャトルバスなどの移動手段を講じること。

シャトルバスの運行計画として、誘導計画及びスタッフ配置案、運行本数を明記すること。尚、バス車両に関しては「一般乗合旅客自動車」を利用すること。

ヘ 出展者に関する事項

募集要項発信後の問い合わせ窓口となり、出店までのサポートを行うこと。
また、出展者の要望に応じてガスコンロ等の調理設備を提供すること。

②運営マニュアルの作成

本大会の運営にあたり、以下のマニュアルを作成すること。

ア 出店者用マニュアル

イ 大会運営スタッフ用マニュアル

③開催期間中の運営管理

本大会の運営管理にあたっては、以下の体制を構築し万全を期すること。

- ・統括責任者及び各業務責任者の配置
- ・体制図及び連絡網の作成

④出店補助金の交付

本大会の開催にあたり、出店する各みなとオアシスへ業務委託料の中から出店経費に対する補助金の交付を行うこと。

なお、補助金の総額は1,280,000円（振込手数料を含む）を予定している。

補助金についても見積書に明記することとする。

⑤来場者数の集計

開催期間におけるイベント会場への入込客数を集計し委託者へ報告すること。

⑥地方PR施策の実施

各都市での誘客を目的としたPR活動を実施すること。

⑦持続可能性のあるイベントの提案

七尾・和倉地域の未来を見据えた、持続可能な地域社会への貢献に資するイベント内容の提案を含めること。

⑧首都圏発着および広域圏内での外来者集客促進施策の実施

⑨出展者対応

募集要項発信後の問い合わせ窓口となり、出店までのサポートを行う

(2) 併催イベントの企画運営

本大会が和倉温泉エリアおよび七尾市内のウォーターフロントエリア全体の賑わいに資するイベントとなるよう、

本大会のほか、メイン・サブ両会場における周遊性を高めるための併催イベントを企画運営すること。

なお、併催イベントの企画にあたっては、以下に挙げるコンセプトを考慮するとともに、メイン・サブ会場の移動手段を確保すること。

- ①全国のSea級グルメに加え、地元ななおも堪能できる飲食イベント
- ②七尾・和倉地域をテーマにした周遊型イベント
- ③メイン会場とサブ会場の移動手段を活用したイベント
- ④メイン及びサブ両会場それぞれで賑わいを創出するための展示及びステージイベント
- ⑤上記のほか、ウォーターフロントエリア全体の賑わいを生み出すイベント
- ⑥集客効果が見込まれるタレント等を起用したステージイベントを構成する。

6 設営・撤去等の期間について

(1) 第17回みなとオアシス Sea 級グルメ全国大会 in ななお

- ①現地での設営開始日は令和8年10月28日(水)とし、これ以前の資機材の搬入や設営作業が必要な場合は、予め委託者と協議すること。
- ②設営の完了期限は令和8年10月29日(木)までとし、令和8年10月31日(土)から Sea 級グルメ出店者による出店準備が可能な状態にすること。
- ③撤去の完了期限は令和8年11月3日(火)とする。

7 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、官公庁その他関係機関に関する必要な届出・申請等の手続きは、予め委託者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受託者がその業務を代行すること。

なお、関係書類の作成及び届出、申請に伴う費用は受託者の負担とする。

8 成果品

契約締結後及び業務完了後に提出する書類は次のとおりとし、電子媒体等は委託者と受託者が協議し決定するものとする。

(1) 契約締結後

- ①契約金額内訳明細書
- ②業務責任者届
- ③業務工程表
- ④業務履行体系図(組織図)及び緊急電話連絡体制図
- ⑤その他、委託者が指示するもの

(2) 業務開始前(本大会、併催イベント及び(併催イベント名)の開催1か月前)

- ①本大会実施計画、出店者及び大会運営スタッフ用マニュアル
- ②(併催イベント名)実施計画
- ③(併催イベント名)に係る企画書、展示品の運搬・設置・撤去計画

(3) 業務完了後

- ①現場撮影写真(エリアごとに設営前・設営後・撤去後)
- ②業務完了報告書
- ③その他、委託者が指示するもの

10 その他

(1) 権利の帰属等

- イ 本業務により制作された成果物の著作権(著作権法第27条および28条の権利を含む。)は、全て委託者に帰属する。
- ロ 受託者は委託者の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできない。
- ハ 受託者は、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、管理者の注意をもってその情報を管理・保持する。

また、契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。問題が発生した場合は受託者が責任をもって対応すること。

(4) その他

イ 業務の実施に当たっては、委託者と連絡調整を十分に図ること。

ロ その他、業務の目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし、当仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の意向を十分に理解、尊重したうえで業務を遂行すること。